

1.日時：令和 7 (2025) 年 12 月 4 日 (木) 10 時 00 分～12 時 20 分

2.会場：水産庁中央会議室

3.議題：するめいかの資源管理に関する意見交換

4.意見の概要

#### ○資源評価

- ・スルメイカは単年性資源であるのに、「10 年先の達成確率」の議論をすること自体に現場は矛盾を感じており、現場の実感と乖離している。研究・管理・現場での溝が埋まっていない。スルメイカの特性に合わせた管理を考えないといけない。来年の管理を今年度中に考えることは難しいが、その先の管理に向けた議論は進めていく必要がある。
- ・今年は、三陸北部～青森沖で、沖合底びき網漁業・小型するめいか釣り漁業で非常に良好な漁獲があった。このような状況について、8 月に開催された（国研）水産研究・教育機構（以下、「水産機構」という。）の研究者との意見交換会で、「想定内」と言われたが、実態としては何か大きな変化が起きて資源が回復したのではないかと感じている。
- ・環境変化が激しい中で、現行の資源評価・管理手法が本当に有効か改めて検証が必要。
- ・漁業者は、ソナーや魚群探知機の情報でその時期の資源量・漁獲の目安をかなり推測できる段階にあるのではないか。
- ・漁獲シナリオの検討にあたって、まずは昨年の資源評価の当初予測に対して、今漁期の状況を踏まえた結果の振り返りが必要。また精度向上の取組の進捗について水産機構からの説明を求みたい。

#### ○漁獲シナリオ

- ・単年性で資源評価の難しいスルメイカに対し、現在の管理手法が有効なのかあらためて検証する必要がある。令和 3 年のステークホルダー会合で示された外国の管理方式など、資源の特性を踏まえ管理を見直すことも検討すべき。来年の漁獲シナリオについては今年のような想定外の事態にも対応できるよう科学的根拠に基づき余裕のある TAC を設定すべき。現行のシナリオ選択ならば余裕のあるシナリオにするなど。また、来遊量に応じて、シナリオの選択や TAC 枠の設定について柔軟かつ機動的に見直す仕組みにしてほしい。
- ・これまでの TAC 消化率を踏まえると、スルメイカは、高い TAC を設定しても獲れないときは獲れない。それが日本のスルメイカを獲る漁業の実力であり、「きっちり獲り切ること」を前提にした管理とはそもそも性格が違う。
- ・スルメイカはアジ・サバ・イワシ・スケトウダラとは異なる特性を持つ資源であるという認識を共有すべき。
- ・今年の期中改定の増枠にあたり、より安全を見た引き上げ幅となっていることや、黒潮大蛇行の終息後の環境が続くのであれば、少なくとも今年並み、又はそれ以上の資源状況となることが見込まれるので、最低でも今年の漁獲実績並みの TAC となるような漁獲シナリオを選択することが望ましい。

## ○国の留保の取り方・追加配分ルール・そのほか管理方策

- ・TAC配分にあたっては、一隻当たりの経営へのインパクトが大きい小型漁業には一定の配慮が必要。ノルウェーではトロールラダー方式で小規模沿岸漁業者に配慮する傾斜配分など経済的配慮が行われている。日本の資源管理政策でもより明確に打ち出すべき。
  - ・スルメイカの特性を踏まえスルメイカ TAC の在り方自体を腰を据えて考え直す必要がある。
  - ・小規模漁業者が生活できるだけの当初配分となっていない。実績ベースではなく、小規模漁業者や食文化、観光業等への影響も加味し、沿岸コミュニティの経済的影響を踏まえた配分としてほしい。
  - ・留保はあってしかるべきだと考えるが、「50%×3回・25%×3回」という今年の運用には誰も納得していない。
  - ・科学的に根拠のある余裕を持った TAC 設定とし、その範囲で一日当たりの水揚げを制限するようなやり方が大事ではないか。資源を守り、共存するためにも、今後、他の団体とも話し合いを重ねたいと考えており、水産庁にも入ってもらいたい。
  - ・小型するめいか釣り漁業の中でも遠くまで獲りに行く能力のない船もいる中で、ローカル的な TAC 枠を設定する必要があるのではないか。
  - ・留保からの追加配分のルールは公平ではない。あらためて見直しを求める。また、大量の加入等の想定外の事態に対し、TAC 制度が柔軟に対応できていない。制度が現場の実態が反映できているかをしっかりと検証し見直すべき。
  - ・留保からの追加配分の運用ルールが漁期途中に変更されると計画的な操業ができなくなり困るため、ルールは漁期の最初から決めておくべき。今年の反省を踏まえ留保は設けない方がよいのではないか。
  - ・数量管理の基本は与えられた数量は守ることであり、超えそだから増やしてくれという議論は本来の趣旨と違う。
  - ・スルメイカは獲り尽くすことができないタイプの資源であり、他資源と同じ管理とするだけの地盤がない。
  - ・一年通して各地で盛漁期、漁場が移る中、「自分の分の留保を残してほしい」という意見があるなら、留保を設けず最初から配分して、配分枠を底上げして操業した方が管理がしやすいのではないか。
  - ・留保の取り方について、これくらいなら利用してもよいという水準を季節・地域ごとに事前に設定しておけば、先を見据えた管理が可能となる。
  - ・期中改定については、予め検討する時期を複数回設定することや、調査結果や漁業の CPUE など判断指標を設定した方が良い。
- また、1回の増枠については、想定され得る中で最大まで引き上げて、漁獲の積み上がりに応じて段階的に配分する手法が望ましい。
- ・融通（配分調整）が十分機能するなら、留保は不要になる可能性もある。
  - ・一方で、毎年の漁場形成の予測が困難であることから留保は必要であると考えている。留保枠の不足が見込まれる場合の「出し方」は関係団体ともきちんと議論すべきであり、コンセンサスを取る形としてもらいたい。留保の枠の取り方は実際の TAC の数量がわからない現状では、言及が難しいことから、資源評価の結果を踏まえた上で検討したい。

- ・定置網は、スルメイカを対象とせずとも網に入ってしまい、漁を止めることが困難。
- ・留保からの追加配分がないと状況によっては超過の可能性があることから、留保は設定してもらいたい。

また、漁期が管理年度後半の地域もあり、そのような地域にも管理年度最後まで配分できるよう配慮いただきたい。

### ○小型するめいか釣り漁業の管理

- ・漁獲報告の迅速化に向けて検討を行っているところ、自県内の水揚げを行う場合は迅速に行える可能性があるが、他県で水揚げする場合は水揚げ情報の把握が県域・地域ごとにさまざまに異なるっており即日報告は物理的に不可能であることが分かった。できるだけ正確性と迅速性を高める必要性は認識しており、迅速化・正確性の確保の取組に加え、国の漁獲報告システムの活用による漁獲総量のモニタリングを併用していく体制の構築が不可欠。
- ・管理のあり方について、海域別・期間別管理について国と具体的に議論していないので結論を得ていないが、小型いか釣漁業では箱数制限や光力制限などの努力量の管理は行ってきたが、自主的な配分や操業停止等の経験はない。自主的な管理でどこまで有効にやれるか、実質的な規制は公的管理によるべきところが大きいのではないか。
- ・公的か自主的かも含め、まずは業界の中で検討しましょうというところからスタートするのが望ましいと考える。地域別管理は、年によってどこに来遊が集中するかが変動するため、過去の実績シェアに基づくTACと実際の漁獲にギャップが生じる懸念があるため、望ましくない。
- ・まずは公平な漁獲に向けた対応として、期間別の管理を自主的に開始することが望ましいのではないか。
- ・来期に向けて、休漁日を全国一斉にするなど、全国的に周知・対応できる運用ルールの整備が必要ではないか。

### ○目安数量を超過した「現行水準」府県の扱い

- ・現行水準でも目安を大幅に超過しているようなところは、数量明示化し、枠を与えて操業させるべきである。「現行水準」の府県の定置網漁業は、目安数量を超過した後も採捕を続けており。また、遊漁も大量に釣っている者がいる。数量明示の県域や漁法は、は枠を超過したら採捕停止命令が出る中で、「現行水準」は超過しても操業が続けられるという矛盾は現場に説明できない。
- ・現行目安数量の府県についても一定のラインを設け、そこを超えた府県は数量明示府県として扱うなどの対応や、漁場形成の変化等に対応するため知事管理枠の中に留保を設けてもよいのではないか。
- ・これまでシェアとしては大きくなかったかもしれないが、「獲りに行ける漁業（いか釣り、小底）」の勢力を多く抱える県も現行水準扱いになっており、今回、自県の海域に良好な来遊が見られ、それらの漁業種類による漁獲が積み上がったことが、一部の現行水準県で目安数量を大幅に上回る漁獲が生じてしまった一因と考えられる。努力量を増やさない管理が原則のはずが、今回目安数量を上回った県では、実際には努力量が増えているのではないか。目の前に資源が見えたたら現行以上に漁獲することを希望するのであれば、数量明示に移行すべき。また、現行水準の管理に対する県の認識が十分ではないと感じるので、御指導いただきたい。

(了)